

令和 7 年度

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
関する区域について

茨 城 県

鳥獣保護区等の概要

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域を指定する。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	鳥獣の保護を図るため 必要があると認められ る地域を指定。	・ 狩猟の禁止 ※許可捕獲は可	10 年 ※更新可
特定猟具使用 禁止区域 (法第 35 条)	狩猟に伴う危険を予防 し、静穏を保つため特定 の猟具(銃)を使用した 捕獲を禁止する地域を 指定。	・ 特定の猟具(銃)を使用 した捕獲の禁止	20 年 ※更新可

2 鳥獣保護区等の指定状況(箇所数)

区 分	R7. 4. 1 時点	令和 7 年度指定 (案)					R7. 11. 1 ～
		新設	更新	廃止	区域 拡大	区域 縮小	
鳥獣保護区	79	0	8	0	0	0	79
特定猟具使用 禁止区域 (銃)	219	0	9	0	1	0	219

※区域拡大 1 箇所については、境界線の変更はなく、面積再計算によるもの

令和 7 年度鳥獣保護区の設定等に関する計画

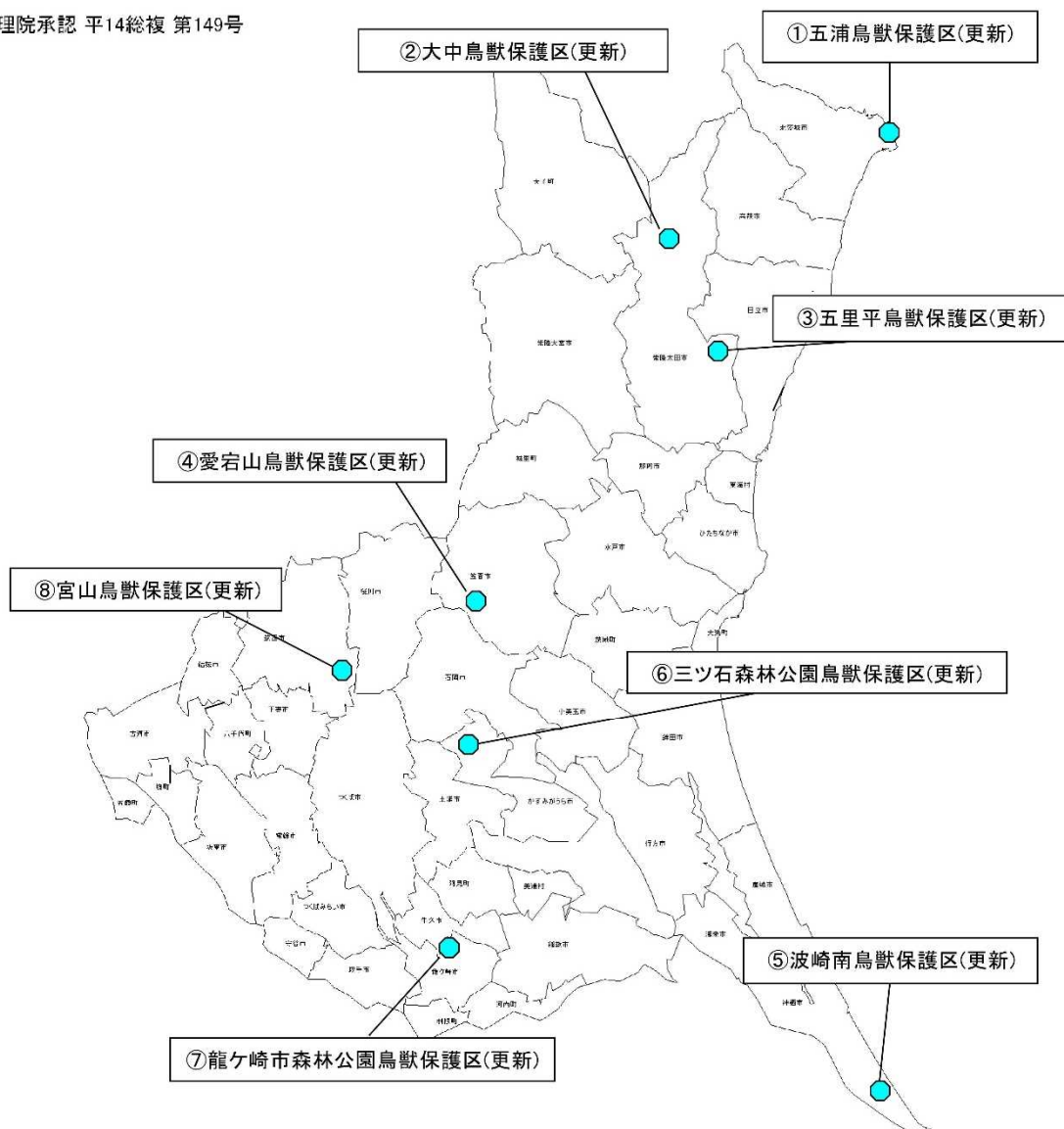
1 鳥獣保護区

(1) 更新

	名 称	所 在 地	面積(ha)	存 続 期 間	備 考
①	五浦	北茨城市	112	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	
②	大中	常陸太田市	320	同 上	
③	五里平	常陸太田市	230	同 上	
④	愛宕山	笠間市	807	同 上	
⑤	波崎南	神栖市	900	同 上	
⑥	三ツ石森林公園	かすみがうら市	5	同 上	
⑦	龍ヶ崎市森林公園	龍ヶ崎市	45	同 上	
⑧	宮山	筑西市	20	同 上	
	計	8ヶ所	2,439		

令和 7 年度鳥獣保護区指定位置図

国土地理院承認 平14総複 第149号



各鳥獣保護区の概要

— 省略 —

令和 7 年度特定猟具使用禁止区域（銃）の設定等に関する計画

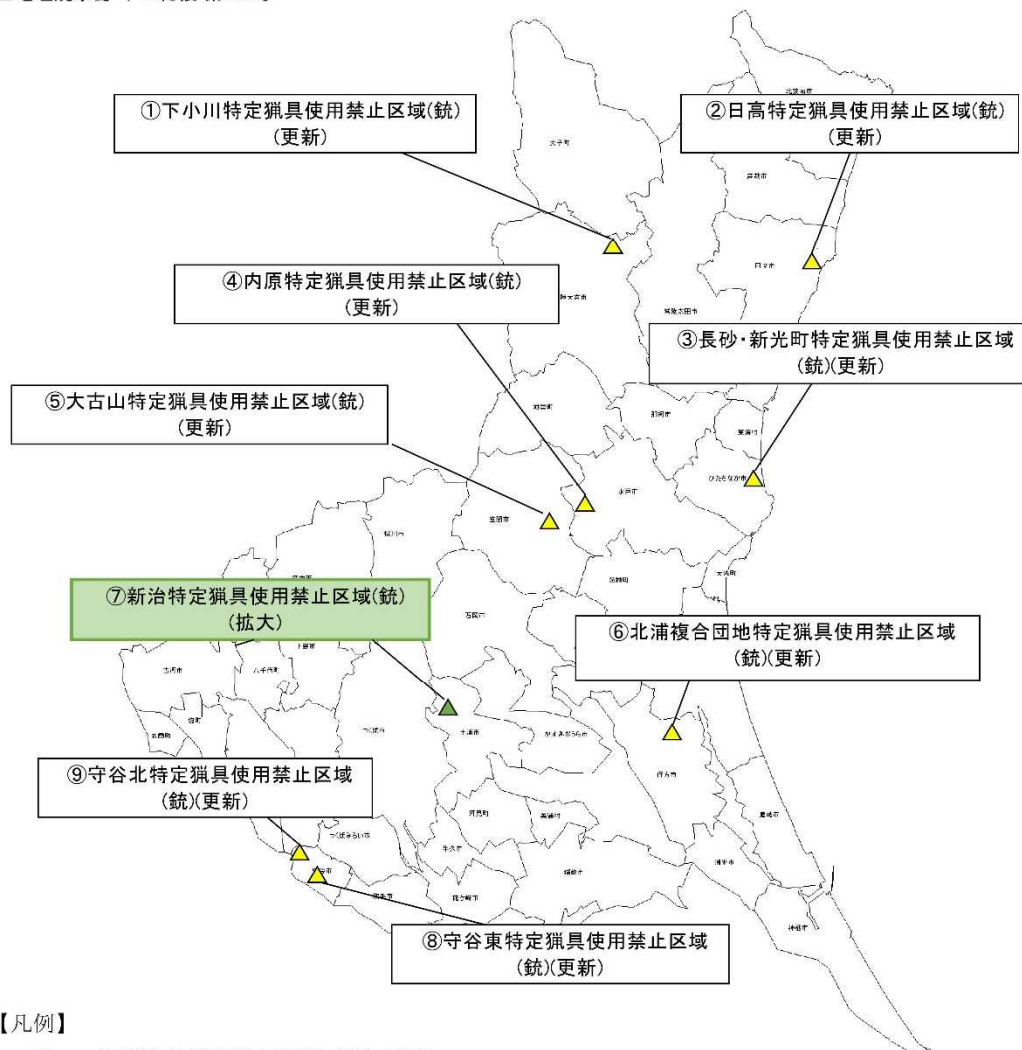
2 特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 更新

	名 称	所 在 地	面積(ha)	存 続 期 間	備 考
①	下小川	常陸大宮市	189	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	
②	日高	日立市	96	同 上	
③	長砂・新光町	ひたちなか市,東海村	771	同 上	
④	内原	水戸市	90	同 上	
⑤	大古山	笠間市	21	同 上	
⑥	北浦複合団地	行方市	32	同 上	
⑦	新治	土浦市	54 (拡大面積 4ha)	同 上	拡大
⑧	守谷東	守谷市	702	同 上	
⑨	守谷北	守谷市	390	同 上	
	計	9ヶ所	2,345		

令和 7 年度特定猟具使用禁止区域（銃）指定位置図

国土地理院承認 平14総複 第149号



各特定猟具使用禁止区域（銃）の概要

— 省略 —